

第 36 回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成 29 年 6 月 26 日（月）午後 2 時 30 分から午後 3 時 20 分まで

2 開催場所 忠類総合支所 2 階会議室

3 出席委員（24 名）

会長	26 番	谷内	雅貴
会長職務代理者	25 番	田邊	忠幸
委員	1 番	石川	雅洋
	2 番	加藤	宏
	3 番	大野	和也
	4 番	高橋	秀樹
	5 番	井田	留吉
	6 番	中島	孝
	7 番	大道	健實
	8 番	齊藤	一男
	10 番	渡邊	ひろ子
	11 番	菅野	能稔
	12 番	鬼頭	良市
	13 番	白木	孝和
	14 番	深松	俊英
	15 番	宗廣	武夫
	16 番	国枝	隆幸
	17 番	千葉	茂喜
	18 番	森	勤子
	19 番	鯖戸	英明
	20 番	尾藤	欣二
	21 番	大澤	慶博
	22 番	高野	英一
	24 番	香西	浩志

4 欠席委員（1 名）

23 番 前川 厚司

5 議事日程

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

第 1 号 平成 29 年度全国農業委員会会長大会について

第 2 号 農地所有適格法人報告書の受理について

第 3 号 農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について

第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の取下げについて

第 5 号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について

議案

- 第 1 号 農用地の買入協議に係る要請について
- 第 2 号 農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の除外について
- 第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 5 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 第 7 号 農地法第 5 条許可に係る事業計画の変更について
- 第 8 号 現況証明について

- | | | |
|---|------------|-------|
| 6 | 事務局長 | 廣瀬 紀幸 |
| | 忠類支局長 | 川瀬 康彦 |
| | 農地振興係長 | 広田 瑞恵 |
| | 忠類支局農地振興係長 | 伊藤 憲彦 |
| | 農地振興係主任 | 南 敦朗 |
| | 農地振興係主事補 | 折笠 亜衣 |

7 会議の概要

議長	幕別町農業委員会会議規則第 8 条第 1 項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第 36 回農業委員会総会を開催いたします。次に議事録署名委員を会議規則第 13 条第 2 項の規定により指名をいたします。議事録署名委員に、22 番高野委員、24 番香西委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。
議長	次に諸般の報告を事務局から申し上げます。
事務局	諸般の報告を申し上げます。会議規則第 4 条の規定により、23 番前川委員より欠席する旨の届出がございましたのでご報告いたします。
議長	次に、報告第 1 号「平成 29 年度全国農業委員会会長大会について」を議題といたします。私のほうから報告させていただきます。
議長	日程は 5 月 28 日から 30 日までの 3 日間で、初日の 28 日は日曜日でありましたことから、国内最大手の種苗会社「サカタのタネ」直営店である「ガーデンセンター横浜」を視察いたしました。 2 日目の 5 月 29 日午前中は、星陵会館において全道の農業委員会会長とともに北海道選出国會議員に対し、報告第 1 号資料②の「平成 30 年度農業政策・予算に関する要請」を行っております。 午後からは、文京シビックホールにおいて全国農業会議所主催による「全国農業委員会会長大会」に出席いたしました。資料は、報告第 1 号資料①としてお配りしておりますので後ほどご覧ください。 また、全国会長大会終了後十勝農業委員会連合会の要請活動として、衆議院議員会館において比例代表北海道ブロックの鈴木たかこ議員、自民党税制調査会副会長の森山ひろし議員へ、翌日の 30 日には、十勝選出の中川郁子議員、北海道 2 区選出の吉川貴森議員、参議院比例代表の橋本聖子議員へ、報告第 1 号

議長	資料③の十勝農委連の重点項目を要請いたしました。以上で報告とさせていただきます。 報告第1号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし) 議長 質疑がないようですので、報告第1号については報告のとおり承認されました。
議長 事務局 議長 議長	次に、報告第2号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。事務局から報告第2号の説明をいたします。 事務局 報告第2号「農地所有適格法人報告書の受理について」。農地所有適格法人報告書について、4法人から提出がありましたので報告いたします。いずれも書類等完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。 議長 報告第2号について説明を申し上げました。何かご質疑ございませんか。 (発言なし) 議長 質疑がないようですので、報告第2号については報告のとおり承認されました。
議長 事務局 議長 議長	次に報告第3号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」を議題といたします。事務局から報告第3号1番から4番を説明いたします。 事務局 報告第3号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」。農地法第18条第6項の規定により合意解約通知があったので報告します。案件は議案書1ページ、2ページの4件でございます。いずれも書類等が完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。 議長 報告第3号1番から4番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし) 議長 質疑がないようですので、報告第3号1番から4番については報告のとおり承認されました。
議長 事務局	次に報告第4号「農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて」を議題といたします。事務局から報告第4号1番の説明をいたします。 事務局 報告第4号「農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて」。農地法第5条の規定により許可した下記の農地について、申請者より許可申請の取

議長	下げ届の提出がございましたので報告いたします。案件は議案書3ページの平成28年4月26日第22回総会で審議された1件でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。平成28年5月24日付で許可をしておりますが、平成29年6月9日付けで許可の取下げ申請がありましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。 報告第4号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第4号1番については報告のとおり承認されました。
議長	次に報告第5号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。事務局から報告第5号1番から3番の説明をいたします。
事務局	報告第5号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」。公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権移転に係る利用調整の結果を報告します。案件は議案書4ページの今月16日、19日、20日に町公社が利用調整を行った3件であります。内容につきましては記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	報告第5号1番から3番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第5号1番から3番については報告のとおり承認されました。
議長	次に議案第1号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。議案第1号1番、2番について事務局から説明いたします。
事務局	【議案第1号1番、2番について、議案書をもとに朗読】 以上の案件は報告第5号の幕別町農業振興公社が利用調整を行った2件でございます。幕別町に対しまして、農業経営基盤強化促進法第16条第1項に基づき要請をするものであります。よろしくご審議の程お願いいたします。
議長	議案第1号1番、2番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号1番、2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】

議長	異議なしとします。よって議案第 1 号 1 番、2 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 2 号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の除外について」を議題といたします。議案第 2 号 1 番、2 番について事務局から説明を申し上げます。
事務局	【議案第 2 号 1 番、2 番について議案書をもとに朗読】 以上の案件につきましては、農家住宅の建設を目的に農用地区域からの除外を求めるものとなっております。除外の要件につきましては、すべて要件を満たしていると考えておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 1 番、2 番の農家住宅建設に係る農用地区域からの除外については、「特に問題がない」ということでよろしいですか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 1 番、2 番は「特に問題なし」と答申することに決定いたしました。
議長	次に議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案第 3 号 1 番から 4 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 1 番から 4 番について、議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書 1 ページ、2 ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いします。
14 番	14 番説明いたします。これらの案件は、1 番は今月 20 日に、2 番から 4 番は平成 24 年 10 月にそれぞれ町公社が利用調整を行った案件でございます。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の所有権移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号1番から4番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第3号1番から4番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第3号5番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号5番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添調査書3ページ上段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

7番 7番説明いたします。この案件は、平成24年11月に町公社が利用調整を行った案件でございます。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の所有権移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号5番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第3号5番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第3号6番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号6番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書3ページ下段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
16 番	16 番説明いたします。この案件は、平成 28 年 1 月に町公社が利用調整を行った案件でございます。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の所有権移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 6 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 3 号 6 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 3 号 7 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 7 番について議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は別添農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書 4 ページ上段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
18 番	18 番説明いたします。この案件は、平成 24 年 10 月に町公社が利用調整を行った案件でございます。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の所有権移転については問題ないと考えております。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 7 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 3 号 7 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 3 号 8 番から 11 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 8 番から 11 番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書 4 ページ下段から 6 ページ上段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19 番 19 番説明いたします。これらの案件は、平成 24 年 12 月、平成 24 年 9 月、平成 24 年 11 月にそれぞれ町公社が利用調整会議を行った案件でございます。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 8 番から 11 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第 3 号 8 番から 11 番は原案のとおり可決されました。

次に議案第 3 号 12 番から 15 番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第 3 号 12 番から 15 番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書 6 ページ下段から 8 ページ上段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

24 番 24 番説明いたします。これらの案件は、12 番・14 番・15 番は平成 24 年 11 月に、13 番は平成 24 年 8 月にそれぞれ町公社が利用調整を行った案件でございます。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 12 番から 15 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第3号12番から15番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第4号1番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第4号1番について議案書をもとに朗読】 この案件は別添農地法第3条調査書1ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
12番	12番説明いたします。この案件は、後継者への生前一括贈与による所有権移転でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第4号1番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第4号2番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第4号2番について議案書をもとに朗読】 この案件は別添条調査書2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
18番	18番説明いたします。この案件は、今月19日に大野委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第4号2番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第4号3番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号3番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書3ページに記載されておりますように、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番

19番説明いたします。この案件は、今月19日に大野委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号3番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第4号3番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第4号4番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号4番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書4ページに記載されておりますように、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
21 番	21 番説明いたします。この案件は、今月 19 日に井田委員、菅野委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 4 号 4 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 4 号 4 番は原案のとおり可決されました。
議長	次の議案第 4 号 5 番につきましては、齊藤委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により本案件の審議開始から終了まで退席願います。それでは、議案第 4 号 5 番について事務局から説明をいたします。 (8 番 齊藤委員退席)
事務局	【議案第 4 号 5 番について議案書をもとに朗読】 この案件は別添調査書 5 ページに記載されておりますように、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
21 番	21 番説明いたします。この案件は、本来地区担当委員は齊藤委員ですが、議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方から説明いたします。この案件は、今月 19 日に井田委員、菅野委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 4 号 5 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】

議長	異議なしとします。よって議案第4号5番は原案のとおり可決されました。 (8番 齊藤委員着席)
議長	次に議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第5号1番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第5号1番について議案書をもとに朗読】 この案件は、ロール置き場の建設を目的とする転用でございます。農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題ないと考えております。なお、立地基準・一般基準等の詳細につきましては別添審査表に記載されているとおりでございます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
13番	13番説明いたします。この案件は先月19日に大野委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお詳細につきましては、事務局の説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第5号1番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第6号1番につきましては、高橋委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。それでは、議案第6号1番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第6号1番について議案書をもとに朗読】 (4番 高橋委員退席)
事務局	この案件は砂利採取を目的とする転用でございます。農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は1年以内の一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障がないため問題ないと考えております。なお立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添農地転用許可申請に係る審査表に記載されているとおりでございます。よろしくお願いいたします。

議長	それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
25 番	25 番説明いたします。この案件は今月 19 日に大野委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 6 号 1 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 6 号 1 番は原案のとおり可決されました。 (4 番 高橋委員着席)
議長	次に議案第 6 号 2 番について事務局から説明をお願いいたします。
事務局	【議案第 6 号 2 番について議案書をもとに朗読】 この案件は牛舎等の建設を目的とする転用でございます。農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題ないと考えております。なお立地基準・一般基準の詳細につきましては、別添審査表に記載されているとおりでございます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。
20 番	20 番説明いたします。この案件は、今月 19 日に大野委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い周辺農地への影響がないと考えております。なお詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 6 号 2 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 6 号 2 番は原案のとおり可決されました。

議長	次に議案第7号「農地法第5条許可に係る事業計画の変更について」を議題といたします。議案第7号1番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第7号1番について議案書をもとに朗読】 この案件は、昨年の台風によって作業が大幅に遅延したため、工事期間の延長を行うものです。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第7号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第7号1番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第8号「現況証明について」を議題といたします。議案第8号1番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第8号1番について議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
19番	19番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。今月19日に大野委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、農地・採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第8号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第8号1番は原案のとおり可決されました。
議長	次に、議案第8号2番から4番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第8号2番から4番について議案書をもとに朗読】

議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
12 番	12 番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。今月 19 日に大野委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、農地・採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 8 号 2 番から 4 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 8 号 2 番から 4 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 8 号 5 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 8 号 5 番について議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
6 番	6 番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。今月 19 日に大野委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、農地・採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 8 号 5 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 8 号 5 番は原案のとおり可決されました。
議長	議案は以上であります。 これをもちまして、第 36 回農業委員会総会を閉会いたします。
事務局	ご起立願います。ご苦労様でした。